

21 世紀型企业への転換を図る

■ 社員の健康管理 企業がとるべき対策は？ ～ メタボリックシンドローム ～

メタボリックシンドロームとは…？

メタボリックシンドロームは、「内臓脂肪症候群」ともいわれ、内臓脂肪型肥満によって、さまざまな病気が発生しやすくなる体の状態をいいます。

メタボリックシンドロームは「内臓脂肪」が大きな要因で、この内臓脂肪から特定の物質が分泌され、これが高血圧や糖尿病、高脂血症を引き起こすというものです。

すでに健康診断の項目として実施されていますので皆様もご存じだと思いますが、まずはウエストサイズがメタボリックシンドロームの判断基準となっています。

現在、日本国内のウエストサイズ基準値とされているのは、男性で 85cm、女性で 90cm 以上、これに血清脂質異常、血圧高値、血糖高値の 3 項目のうち 2 項目以上に該当すると、メタボリックシンドロームと診断されます。



企業としての取り組みをどうするのか ！

特定健診や保険指導は、企業が実施すべき義務ではありません。しかし、これらの対策に社員が積極的に取り組んでいけるように環境を整えていくのは、社員の健康管理の一環となります。できれば、協会けんぽ、各健康保険組合や産業医などの協力を得て、社員の健康回復を支援したいものです。

また、「過重労働」についての取り組みも、メタボリックシンドローム対策となり得ます。

帰宅が遅くなれば、夕食が遅くなり、夕食が遅いということは、食事をしてすぐ寝ることになり、その結果太りやすくなる、というサイクルが改善できます。

企業におけるさまざまな取り組みが社員の健康対策だけでなく、生産性の向上や CSR 対策となり、相乗効果を生み出す可能性があるものと思います。

産業医の一言

「残業がある場合でも、夕方 6 時から 7 時までに、しっかりした夕食をとること。
残業が終わったあとに空腹感がある場合は、油ものを避けカロリーの少ないものを少量食べる。
深夜に食事をとって間を置かず寝るとするのが、いちばん良くありません。

毎日残業で、夜 10 時
くらいから食事をし
ています…。
食べると、すぐに眠
くなってしまって…



平成 13 年 4 月 1 日より、労働安全衛生法に基づき、企業が実施する健康診断において、労働者に脳血管疾患および心臓疾患の発症に関連する血圧、血糖値等に異常の所見があると診断されたときに、脳血管と心臓の状態を把握するために必要な検査を行う二次健康診断およびその結果に基づいて脳・心臓疾患の予防のために行われる特定保健指導「二次健康診断等給付」が始まりました。（受診者負担なし）

◇ 二次健康診断等給付のしくみ

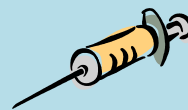
① 二次健康診断等給付の概要



二次健康診断等給付は、直近の定期健康診断において、脳・心臓疾患に関連する**一定の項目について異常の所見**があると診断された場合に、労働者の請求に基づき、二次健康診断等給付として二次健康診断および特定保健指導が給付されます。

二次健康診断等給付は、定期健康診断において、**次のすべての検査項目**において、「**異常の所見**」があると診断された労働者が受けることができます。

- (1) 血圧検査
- (2) 血中脂質検査
- (3) 血糖検査
- (4) 腹囲の検査または BMI(肥満度)の測定



② 給付の流れ

二次健康診断等給付は、労災病院または、都道府県労働局長が指定する病院もしくは診療所において、直接二次健康診断ならびに特定保健指導そのものを給付する、いわゆる現物給付方式になります。そのため、受診した労働者は、二次健康診断と特定保健指導に要する費用を一時的に立替払いして負担する必要はありません。

◇ 二次健康診断等給付の対象

二次健康診断等給付の対象者は、労働基準法第 9 条に規定する、「事業または事務所に使用される者で、賃金を支払われる者。」です。【特別加入者は対象外】

このうち、安衛法で規定される定期健康診断等の対象者は「常時使用される労働者」をいいますが、パートタイマー等の短時間労働者については、つぎのいずれかの要件を満たせば、健康診断を行うべき「常時使用する短時間労働者」となります。

- ① 期間の定めのない労働契約により使用される者(期間の定めのある労働契約により使用される者であって、当該契約の更新により 1 年以上使用されることが予定されている者を含む。)であること。
- ② 1 週間の労働時間数が当該事業所において同種の業務に従事する通常の労働者の 1 週間の所定労働時間数の 4 分の 3 以上であること。



労災保険二次健康診断と事業主の責務… ！？

二次健康診断等給付の受診結果は、受診した健診給付医療機関から「二次健康診断等の受診結果」(受診者用)により受診者に通知されます。また、併せて**事業主提出用の受診結果**も渡されます。



受診者から受診結果の提出

事業主の責務 その1

二次健康診断を受けた社員から二次健康診断の結果を証明する書面の提出を受けた事業者は、安衛法第66条の(4)、および安衛則第51条の2第2項の規定により、提出から2ヶ月以内に、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かなければなりません。また、聴取した医師の意見は健康診断個人票に記載しなければなりません。

事業主の責務 その2

事業者は、前記による医師からの意見を勘案し、その必要があると認めるときは、安衛法第66条の5の規定により、その社員の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等、就業上の措置を講じなければなりません。

事業主の責務 その3

健康診断の受診に要した時間についての賃金の支払いについては、「いわゆる一般健康診断は、一般的な健康の確保を図ることを目的として事業者による実施義務を課したものであり、業務遂行との関連において行われるべきものではないので、その受診のために要した時間については、当然に事業者の負担すべきものではなく労使協議して定めるべきものであるが、労働者の健康確保は、事業の円滑な運営の不可欠な条件であることを考えると、その受診に要した時間の賃金を事業者が支払うことが望ましい」(昭和47年9月18日付け基発第602号)とされています。

二次健康診断を勤務時間中に受診せざるを得ない場合も同様に、その受診に要した時間にかかる賃金の支払いについては、当然には労働者の負担すべきものではなく労使協議して定めるべきものではありませんが、脳・心臓疾患の発症のおそれのある労働者の健康確保は、事業の円滑な運営の不可欠な条件であることを考えると、その受診に要した時間の賃金を事業主が支払うことが望ましいと考えられます。

【参考】

二次健康診断等給付に要した費用の額は、メリット収支率の算定の基礎となる保険給付の額及び保険料の額には含まれません。

日々の体調チェック… ！

業務中の重大な事故や、会社のイメージを失墜させるようなミスを起こすのは、社員の健康状態やメンタルヘルスが問題となっていることが考えられます。

以下の項目に該当する場合には、休養をとるか、病院に行くか、いずれにしても無理をされない方が賢明かもしれません。



- | | | |
|----------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| ☐ 睡眠不足 | ☐ 朝御飯が食べられない。 | ☐ 心臓がときどきする。 |
| ☐ ひどい二日酔い | ☐ 胸痛 | ☐ めまい |
| ☐ ひどい下痢 | ☐ 体温38度以上 | ☐ 脈拍100回/分以上 |
| ☐ 足や顔のむくみ | ☐ 全身がだるい。 | ☐ ひどい咳や鼻水 |

労働基準監督署への是正報告対応 ⇒ フリーダイヤル 0120-81-4864